

A園 一時保育実施時間を「8:00～17:00」、時間外保育を「17:00～18:00(1時間あたり1000円)」と設定している施設の場合

	利用時間	本来の利用料	日額上限の適用	保護者への徴収額	保護者から徴収できない利用時間 (横浜市へ補填の補助請求が可能な時間)	横浜市への補助請求額 (←の時間に応じて自動判定されます)	説明	
3歳児未満 300円/1時間	利用者a 3歳児未満	8:00～16:00 (7時間の利用)	2,100	適用しない	2,100	0時間	0	日額上限以内のため、実際にかかった金額のみを徴収してください。
	利用者b 3歳児未満	8:00～17:00 (9時間の利用)	2,700	適用する	2,400	1時間分	300	園の設定した実施時間内での利用のみのため、保護者から徴収できるのは2,400円(日額上限)まで。残りの1時間分(300円)は横浜市へ補助の請求をしてください。 ※例月作成いただいている利用状況報告書、利用時間を記入すれば自動的に反映されます。
	利用者c 3歳児未満	8:00～18:00 (10時間の利用) 一時保育実施時間内…9時間 実施時間外…1時間	3,700	適用する	3,400	1時間分	300	①8:00～17:00の利用は本来2,700円だが、日額上限が適用されて「2,400円」の徴収となる。 ②17:00～18:00の利用は「時間外保育」の利用となるので、施設の設定した「1,000円」を徴収する。 そのため保護者への徴収は2,400円+1,000円=3,400円 横浜市への補助申請額は、8:00～17:00の利用のうち、日額上限で徴収ができなくなった1時間分の利用料を請求できます。
3歳児以上 160円/1時間	利用者d 3歳児以上	8:00～16:00 (8時間の利用)	1,280	適用しない	1,280	0時間	0	日額上限以内のため、実際にかかった金額のみを徴収してください。
	利用者e 3歳児以上	8:00～17:00 (9時間の利用)	1,440	適用する	1,300	1時間分	160	園の設定した実施時間内での利用のみのため、保護者から徴収できるのは1,300円(日額上限)まで。残りの1時間分(160円)は横浜市へ補助の請求をしてください。 ※例月作成いただいている利用状況報告書、利用時間を記入すれば自動的に反映されます。
	利用者f 3歳児以上	8:00～18:00 (10時間の利用) 一時保育実施時間内…9時間 実施時間外…1時間	2,440	適用する	2,300	1時間分	160	①8:00～17:00の利用は本来1,440円だが、日額上限が適用されて「1,300円」の徴収となる。 ②17:00～18:00の利用は「時間外保育」の利用となるので、施設の設定した「1,000円」を徴収する。 そのため保護者への徴収は1,300円+1,000円=2,400円 横浜市への補助申請額は、8:00～17:00の利用のうち、日額上限で徴収ができなくなった1時間分の利用料を請求できます。